

2010年へ向けた 次世代ブロードバンド戦略

- ブロードバンド・ゼロ地域の解消と
超高速ブロードバンドの全国整備を目指して —

2006年7月5日

総務省 総合通信基盤局

高度通信網振興課

目次

【次世代ブロードバンド戦略2010（案）】

① 整備目標と整備イメージ	1
② 今後の整備の在り方	2
③ 役割分担	3
④ 関係者による推進体制	4

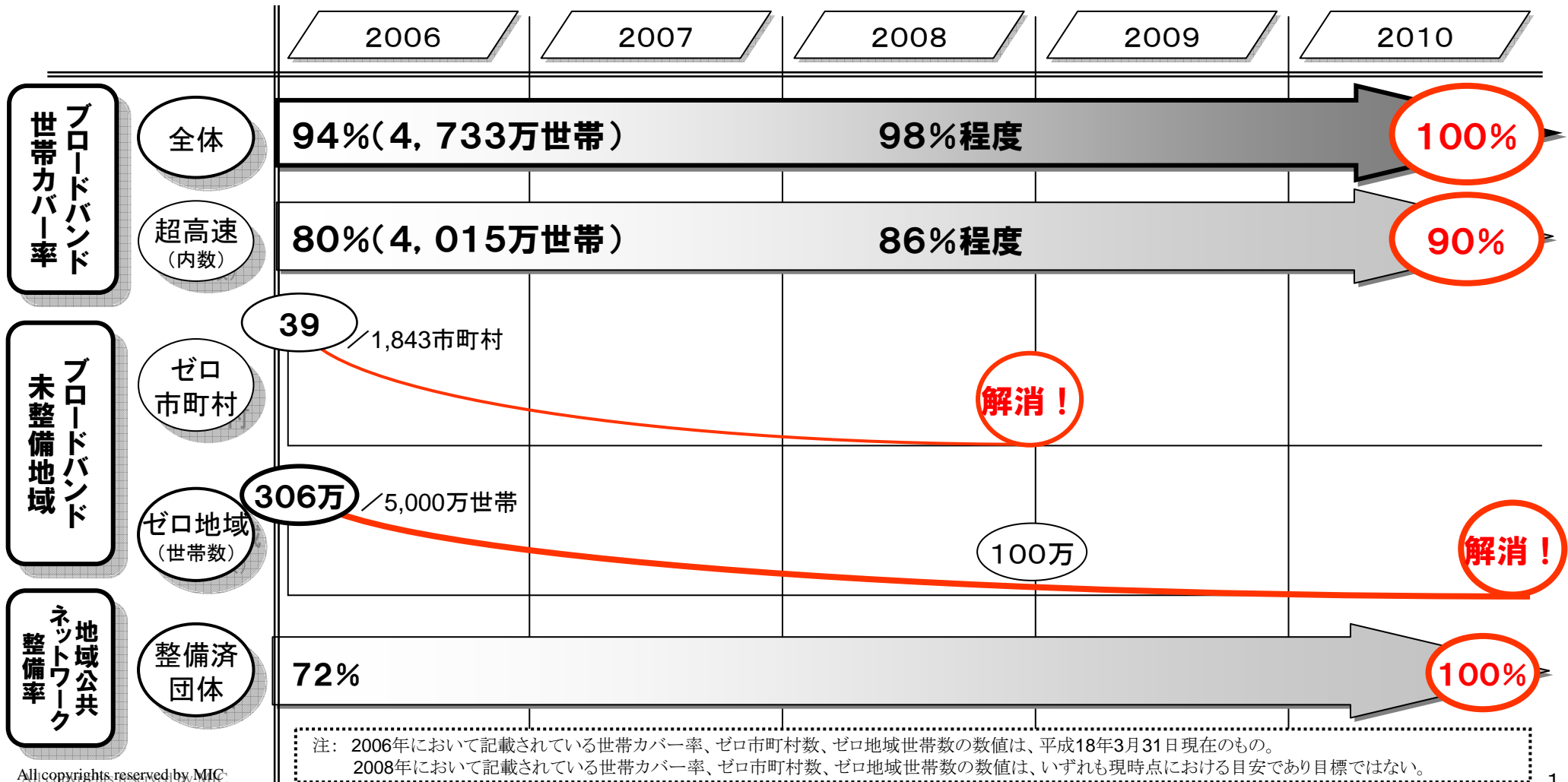
(参考)

1 政府のICT政策におけるブロードバンドの整備目標	5
2 2010年度におけるブロードバンド整備像	6
3 ブロードバンド整備の現状と普及状況	8
4 ブロードバンド基盤の全国整備に向けた国の整備促進方策	9
5 電気通信基盤充実臨時措置法に係る支援措置の概要	10
6 次世代ブロードバンド基盤整備促進税制の創設	11
7 広帯域加入者網普及促進税制の拡充・延長	12
8 地域情報通信基盤整備推進交付金	13

整備目標

2010年度までに

- ① **ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。**
(その過程において、ブロードバンド・ゼロ市町村を2008年度までに解消する。)
- ② **超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする。**



1. ブロードバンド整備における原則

- **民間主導原則**と国による**公正競争の確保・投資インセンティブの付与、技術中立性の確保**
⇒ブロードバンド整備は、原則民間主導の下、国において適切な競争政策、投資インセンティブの付与を行うことにより促進

2. 条件不利地域等投資効率の悪い地域における整備

- (1) **関係者の連携と推進体制の構築によるロードマップに沿った整備**
⇒条件不利地域等においては、事業者・国・都道府県・市町村・地域住民等の関係者が連携し、適切な役割を果たすことが必要
全国レベル及び地域レベルにおいて、関係者の協議の場・推進体制を積極的に設置し、ロードマップを作成
- (2) **地域のニーズ等に応じた多様な技術が利用できる環境の整備**
⇒条件不利地域等においては、投資効率を勘案し、ニーズや実情に応じた適切な技術の利用環境整備を図る
- (3) **自治体光ファイバ網の開放等による効率的な整備の推進**
⇒① 地方公共団体が自己設置する光ファイバ網の民間開放
② 無線によるワイヤレス・ブロードバンド技術等の導入を積極的に促進

3. 積極的な需要喚起・利活用の促進

ブロードバンドの効用や利活用方策をイベント等の機会を捉えて継続的に利用者に提示するなど、**関係者は周知啓発活動やアプリケーション開発等による需要喚起や利活用の促進に積極的に取り組む**ことが望ましい。

事業者

- ・ ブロードバンド未整備地域における積極的な整備、地域公共ネットワーク等の活用
- ・ サービス提供エリア等、今後の整備見通しに関する情報の積極的開示・公表
- ・ 利活用方策等の提示による需要喚起・利活用の促進
- ・ 全国レベル及び地域レベルでの関係者協議への積極的参加

地方公共団体

- ① 都道府県
 - ・ 地域レベルでの推進体制整備やビジョン(整備目標・ロードマップ等)の作成
 - ・ 市町村に対する財政、人材、情報・ノウハウ提供等の支援
 - ・ 事業者・市町村等との連携による需要喚起・利活用の促進
- ② 市町村
 - ・ 域内住民の需要の内容・規模等の実態把握
 - ・ 事業者・都道府県等との連携による整備計画の策定、地域公共ネットワーク等の開放
 - ・ 利活用方策等の提示による需要喚起・利活用促進

国

- ・ 公正競争条件の整備
- ・ 事業者に対する投資インセンティブの付与
- ・ 地域における取組みに対する支援
- ・ 無線技術等多様な技術の導入促進
- ・ 関係者の協議の場の設置促進
- ・ 情報の整備・公表

1. 全国レベルの推進体制

全国レベルでの推進体制においては、事業者、都道府県、市町村等の参加を得て、以下のような事項に取り組むこととする。

- (1) ブロードバンドの**全国整備の意義と必要性、地域における取組みの必要性**に関する認識の共有
- (2) **地域における取組みに関する基本的な方向性の提示**（各地域におけるロードマップの作成方針とこれに従った整備の推進）、**情報・ノウハウの提供等**による支援・促進
- (3) ブロードバンドの全国的な整備状況や国・地方公共団体の施策、地域での取組事例等に関する**情報共有、各種周知啓発活動**

2. 地域レベルの推進体制

各地域レベルにおいても、事業者、地方公共団体等の参加を得た推進体制が構築されることが必要であり、以下のような事項に取り組むこととする。

- (1) **全国レベルの体制が示す方向性を踏まえ**、具体的な取組事項等について、**地域ごとに検討**
- (2) **都道府県を単位とすることを原則**としつつ、地域の実情に応じてロードマップを作成

『u-Japan政策』（平成16年12月 総務省）

8.1 ユビキタスネットワーク整備に向けた新たな目標

(前略)新たな目標として「**2010年までに国民の100%が高速または超高速を利用可能な社会に**」を設定することを提言する。(後略)

『IT新改革戦略』（平成18年1月 IT戦略本部）

2. IT基盤の整備

(1) デジタル・ディバイドのないIT社会の実現

目標

2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。

1. **2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。**

『ICT政策大綱』（平成17年8月 総務省）

II 各論

1. ユビキタスネットワーク整備～シームレスで快適なユビキタス社会へ

(1) 地理的デジタル・ディバイドの解消

[対応策]

① **2008年までにブロードバンド・ゼロ市町村を解消、2010年までにブロードバンド・ゼロ地域を解消**し、ブロードバンド基盤の全国的整備を実現する。

② 国際競争力の強化等の観点から、**2010年までに上り30Mbps級以上の次世代双方向ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする。**

100%ブロードバンド・ネットワークの実現イメージ

1. 多様な有無線技術がシームレスに連携・融合し、**全国においていずれかのブロードバンド・サービスにアクセス可能。**
2. **投資効率が悪い地域では、投資効率と地域のニーズを反映した形でブロードバンド・ネットワークが実現。**
ADSLやケーブルインターネットに加え、
 - (1) 無線LAN等によるワイヤレス・ブロードバンド
 - (2) 「無線+ADSL/VDSL」、「光ファイバ+光無線」、「光ファイバ+ADSL (FTTR (Fiber To The RT))」等**有無線の融合型ブロードバンド等により整備。**
3. FTTHを中心とした**超高速ブロードバンドが、全世帯の90%で利用可能。**

ブロードバンドの利活用イメージ

1. 医療・福祉分野
 - (1) **遠隔診断支援**(いわて医療情報ネットワーク[岩手県])
 - (2) 家族から**高齢者宅への定期的な声かけ**(見守りサービス[宮崎県木城町])
2. 観光産業・地場産業
 - (1) 観光地の**宿泊施設の予約・発注環境の整備**[北海道ニセコ町]
 - (2) 地場産品販売の**売上実績や出荷予測分析**(彩(いろどり)事業[徳島県上勝町])
3. その他、教育分野や雇用対策分野等
 - (1) **eラーニング基盤の提供**(インターネット市民塾[富山県 ほか])
 - (2) テレワーク等**雇用支援の充実**

小規模遠距離離島

u-Japanの基盤となる100%ブロードバンド・ネットワークのイメージ

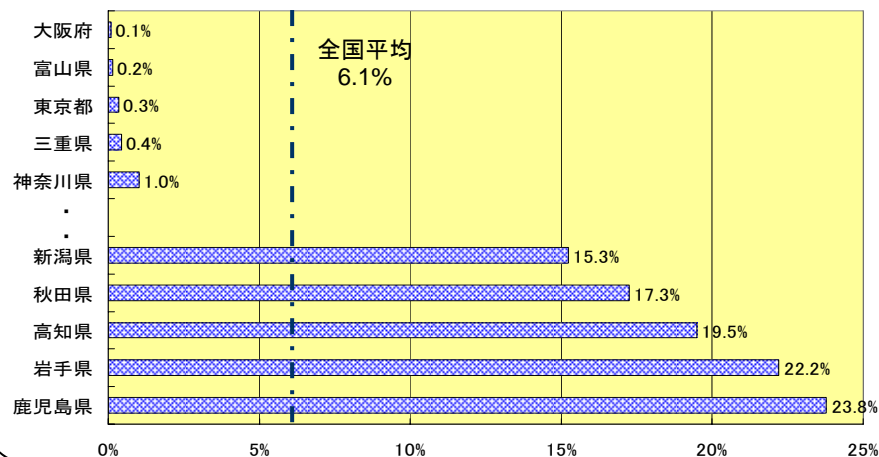


現状

[ブロードバンド全体]

- **未整備世帯[ブロードバンド・ゼロ地域]**
: 306万世帯(6%)
⇒ **地域間格差大**
1%以下の都府県 (大阪府、富山県、東京都、三重県、神奈川県)
20%以上の県 (鹿児島県、岩手県)
- **未提供市町村数[ブロードバンド・ゼロ市町村]**
: 39団体(2%)

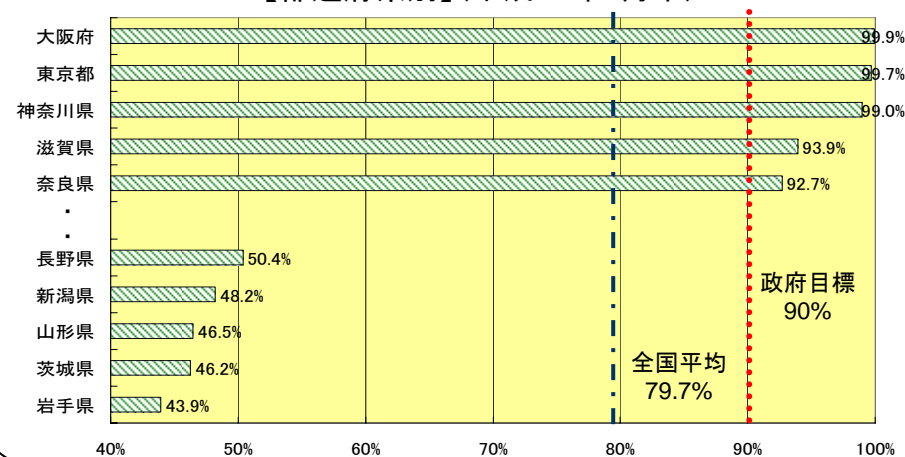
ブロードバンド・ゼロ地域の世帯比率
【都道府県別】(平成18年3月末)



[FTTHサービス]

- **利用可能世帯 : 4,015万世帯(80%)**
⇒ **地域間格差大**
99%超の都府県 (大阪府、東京都、神奈川県)
50%以下の県 (岩手県、茨城県、山形県、新潟県)
- **未提供市町村数 : 857団体(47%)**

FTTHサービス利用可能世帯比率
【都道府県別】(平成18年3月末)



普及状況

契約数(平成18年3月末現在): **ブロードバンド全体: 2,330万**

(FTTH; 546万、ADSL; 1,452万、ケーブルインターネット; 331万、無線(FWA); 1.6万)

**1. 基盤法による支援策：
事業者に対する投資インセンティブ**

低利融資

- ・ 光ファイバ、ADSL等のブロードバンド基盤整備のための投資に係る資金需要に対する低利融資(日本政策投資銀行 等)

利子助成

- ・ 上記低利融資に係る利子につき、情報通信研究機構から事業者に対する助成金交付(下限金利につき、過疎地等優遇あり)

税制優遇措置

法人税の特別償却(国税)

固定資産税の課税標準の圧縮(地方税)

債務保証

- ・ 光ファイバ、DSL等のブロードバンド整備時の資金借入についての情報通信研究機構による債務保証

**2. 交付金、補助金の交付：
地方自治体に対する支援**

交付金

- 地域情報通信基盤整備推進交付金 (平成18年度～)
 - ・ 地域の特性に応じた情報通信基盤を整備し、情報格差の解消を行う地方自治体等に対し、有線・無線を問わない幅広い支援対象による補助を実施
 - ・ 予算額: 52.6億円(平成18年度)
 - ・ 交付率: ① 条件不利地域に該当する市町村 1/3
② ①を含む合併市町村又は連携主体 1/3
③ 第三セクター法人 1/4

補助金

- 地域イントラネット基盤施設整備事業
 - ・ 地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るために学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に対する支援

地方財政措置

- ・ 地方単独事業としてこれらの事業を行う場合等につき、地域活性化事業債、過疎対策事業債の起債が可能

3. その他の方策

- ・ 地方自治体の整備する光ファイバ網の民間開放の推進
⇒「地方自治体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続」(平成16年6月 総務省)の周知徹底 等
- ・ 有線・無線の連携による柔軟なネットワーク構築の促進
- ・ 需要喚起

民間主導原則の下、2010年度までにブロードバンドの全国整備を図るため、加入者系光ファイバ網等の整備を行う民間事業者に対し、投資インセンティブを付与するため、以下のような電気通信基盤充実臨時措置法(基盤法)に係る支援措置を講じる。

・基盤法の概要

総務大臣は、高度通信施設整備事業(加入者系光ファイバ網、ADSL、ケーブルインターネット、無線(FWA等)の整備)の実施に関する基本指針(施設整備事業を推進するための基本的な指針)を策定し、これに基づき民間事業者の実施計画を認定する。

この認定を受けた実施計画に係る高度通信施設整備事業に対し、以下の措置を講じる。

・支援措置の概要^{*1}

- 低利融資** ・日本政策投資銀行による高度デジタル特利融資等の低利融資^{*2}(融資期間最大15年の長期固定金利)
- 利子助成** ・上記低利融資に係る利子の支払いに対する利子助成金の交付(助成幅最大2.0%、下限金利1.6%又は2.0%^{*3})
- 債務保証** ・金融機関からの資金の借入れ、社債の発行に係る債務保証(保証額最大40億円、保証期間原則10年以内)
- 税制優遇** ・次世代ブロードバンド基盤整備促進税制(光ファイバ等)、広帯域加入者網普及促進税制(ADSL等)による法人税の特別償却(国税)、固定資産税の課税標準の圧縮(地方税)

・スキーム図



- *1: 具体的な対象施設は、それぞれの支援措置によって異なる。
- *2: 低利融資については、総務大臣による実施計画の認定は不要。
- *3: 過疎地域等の条件不利地域については1.6%(財政融資資金貸付金の金利がこれを下回る場合はその金利)、その他の地域については2.0%

・法律の期限

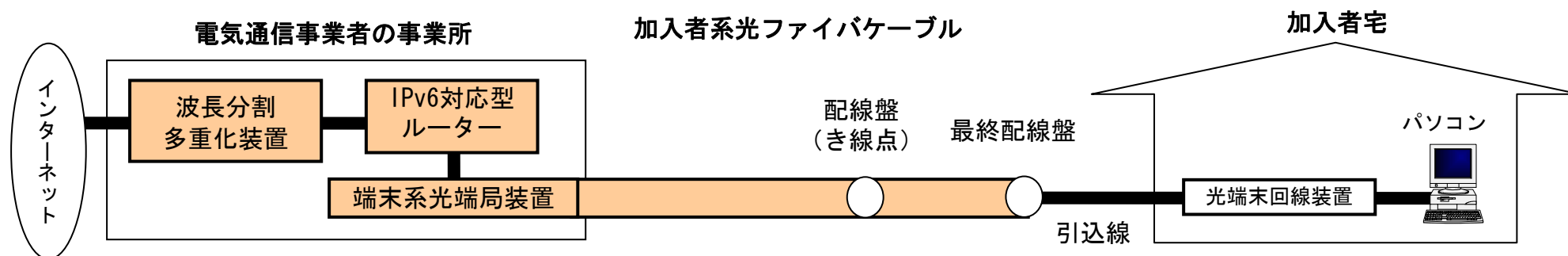
平成23年5月31日まで(平成18年5月に基盤法の一部改正により5年間延長)

次世代ブロードバンド基盤整備促進税制の創設

(現行新世代通信網促進税制を廃止し、新たな税制を創設するもの)

- (1) 目的： ユビキタスネット社会を支える世界最先端のネットワーク基盤を構築するため、光ファイバを活用し、高画質映像の受発信等大容量データの超高速通信に適応した次世代ブロードバンド基盤の整備促進を図る。
- (2) 対象者： 電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けた電気通信事業者、有線放送電話業者及び有線テレビジョン放送事業者
- (3) 対象設備： ① 加入者系光ファイバケーブル … 【国税、地方税】
② 端末系光端局装置 …………… 【国税、地方税】
③ IPv6対応型ルーター ……… 【地方税】
④ 波長分割多重化装置 …………… 【地方税】
※有線テレビジョン放送事業者については、上記①及び②の地方税のみ対象。国税は上記①のみ高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制で措置。
- (4) 税制特例： ア 国税 特別償却5%
・加入者系光ファイバケーブル(電気通信事業者の事業所から最終配線盤まで)
・端末系光端局装置
イ 地方税 (ア) 取得後5年度分について課税標準3/4
①加入者系光ファイバケーブル (配線盤(き線点)から最終配線盤まで) 【条件不利地域に限定】
(イ) 取得後5年度分について課税標準4/5
①加入者系光ファイバケーブル (電気通信事業者の事業所から配線盤(き線点)まで)
(有線テレビジョン放送事業者の事業所から分岐点まで)
②端末系光端局装置
③IPv6対応型ルーター
④波長分割多重化装置
- (5) 適用期間： 平成18年6月1日から平成20年3月31日まで(1年10箇月間)

FTTH関連設備



注) 網掛け部分が対象設備

地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差(デジタル・ディバイド)を是正することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図る。

・ 施策の概要

サービスの種別による事業の区分を廃し、ケーブルテレビ、ADSL、FWAなど地域間の情報格差是正に必要となる施設を幅広く支援の対象とすることにより、地域の柔軟かつ効率的なICT基盤整備を推進。

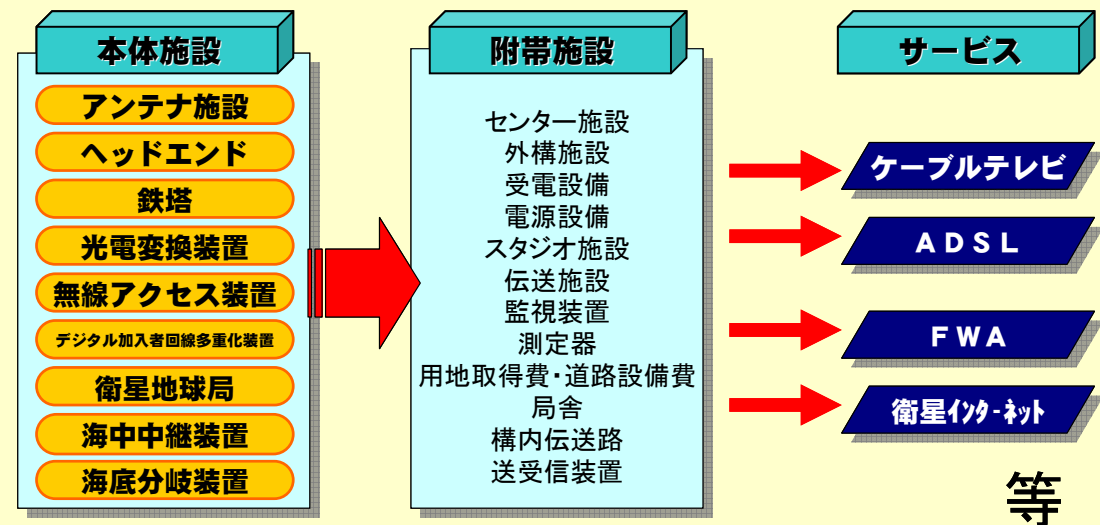
(1) 交付対象主体及び交付率

- ① 条件不利地域に該当する市町村 1/3
(注)条件不利地域とは、過疎、辺地、離島(奄美及び小笠原を含む。)、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域をいう。
- ② ①を含む合併市町村又は連携主体 1/3
(注)合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り交付対象とする。
- ③ 第三セクター法人 1/4

(2) 補助金の交付

①からサービスを決定する主要な施設を選択し、それに附帯して効用を發揮する施設を②から必要な範囲で選択することで、地域に最も適したICT基盤整備を推進。

- ① 本体施設(アンテナ施設、ヘッドエンド、鉄塔、光電変換装置、無線アクセス装置、デジタル加入者回線多重化装置、衛星地球局海中中継装置、海中分岐装置 等)
- ② 附帯装置(センター施設、受電設備、電源設備、伝送施設、監視装置、構内伝送路、送受信装置 等)



・ 所要経費

	一般会計
平成18年度予算	5,257百万円
平成17年度予算額	-

地域の知恵と工夫を活かしつつ、柔軟かつ効率的な情報格差の解消を推進